

職務権限規程（抜粋）

改定情報

版数：第12版 施行日：2025/10/01

主な改定：購買部の組織再編に伴う承認権限者の更新、IT投資案件の決裁区分の明確化

承認：取締役会（2025/09/25）

1. 目的

本規程は、業務執行に係る意思決定の迅速化および統制の確保を目的として、決裁権限および承認手続を定める。

2. 決裁区分（抜粋）

（1）購買（設備・外注・一般物品）

- ・10万円未満：課長決裁
- ・10万円以上100万円未満：部長決裁
- ・100万円以上500万円未満：管理担当取締役決裁（部長承認を経由）
- ・500万円以上：取締役会決議

（2）販売（与信・価格改定）

- ・与信限度額の設定：営業部長および経理部長の合議承認
- ・与信限度額の例外：管理担当取締役の承認（理由書必須）

3. 禁止事項

規格外の承認（権限逸脱）は禁止する。やむを得ず例外対応が必要な場合は、管理担当取締役の事前承認を得ること。

承認の代行は、期間・範囲を明記した申請書により、事前に登録すること。

作成：人事総務部 確認：法務コンプライアンス室

会社名：東都テクノロジーズ株式会社